



荒川下流河川敷利用ルール ～令和4年7月一部改定～

荒川を愛する人たちが、お互いを尊重しあい安全かつ楽しく過ごせるように、みんなでマナーを良くしよう。
みんなで、かわろう、あらかわ。「あらかわろう」を合言葉に、いまこそ！

★利用ルールを守って、かわろう！

詳しくはコチラ→



「荒川下流河川敷利用ルール」とは？

荒川下流河川敷利用ルール（以下「利用ルール」という。）とは、誰もが安全で快適に荒川下流部の河川敷を利用することができるように、荒川下流河川敷利用ルール検討部会※により定められ、平成26年3月から運用しているものです。

※「荒川下流河川敷利用ルール検討部会」は、江東区、江戸川区、葛飾区、墨田区、台東区、荒川区、足立区、北区、板橋区、練馬区、川口市、戸田市、河川財団及び荒川下流河川事務所で構成しています。

連絡先：荒川下流河川敷利用ルール検討部会（事務局）国土交通省荒川下流河川事務所適正利用推進室03-3902-2326

利用ルールは11項目からなり、「禁止行為」、「危険・迷惑行為」、「マナー」に分類しています。

◎禁止行為 ————— 「禁止行為」は、その行為自体が法律等で禁止されている行為です。

◎危険・迷惑行為 ————— 「危険・迷惑行為」は、安全対策や防音対策などがない河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為です。その行為自体は法律等で禁止されているわけではありませんが、その行為を行った結果、他の人に危害を加えたり、河川に損傷を与えたりすることもあります。

◎マナー ————— 「マナー」は、他の人から強制されるものではなく、他の人への心遣いや譲り合いの心から生ずるものです。他の人に配慮することにより河川敷道路での衝突事故が回避できるものです。

荒川下流河川敷利用ルール

荒川下流部の河川敷を誰もが安全で快適に利用できるように、この利用ルールをしっかりと守り、また他の利用者への心遣い・譲り合いの心を忘れないようにしましょう。

利用ルールの適用範囲は、河口から笹目橋までの約30km区間です。



禁止行為

法律で禁止されている行為。

- ① ゴミの不法投棄は禁止です。
- ② たき火やゴミの焼却は禁止です。
- ③ 犬のノーリードやペットなどのフンの放置は禁止です。
- ④ 自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です(管理者の許可がある場合は除く)。



マナー

- ① 自転車、歩行者等は、お互いに接触しないよう十分に配慮しましょう。
特に自転車は衝突した際、大事故につながることもあるので注意し、周辺に歩行者がいるときは歩行者を優先して徐行しましょう。
- ② 河川敷の道路に自転車を止めたり、荷物などを置いたり、キャッチボールをするなど通行の妨げとなることはやめましょう。



危険・迷惑行為

安全対策や防音対策などがない河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為。

危険行為

- ① バットやゴルフクラブなどは使用しない。
- ② バーベキューや煮炊きなどは行わない。
- ③ 無人航空機及び模型航空機(ドローン・ラジコン機等)は飛ばさない。

ただし、指定場所を除く。また、占用地においては占有者、その他においては荒川下流河川事務所の確認を受けている場合は除く。

迷惑行為

- ④ 他の者に迷惑をかける騒音は出さない。
- ⑤ 22時から翌朝6時までは花火をしない。

★河川敷の道路の目的を理解して、かわろう!

河川敷の道路とは、堤防の上の道路や坂路、緊急用河川敷道路等のことです。

緊急用河川敷道路は、災害時の救助救命活動や緊急物資輸送を目的に整備されています。平常時は一般に開放し、多くの方々に利用されています。いずれも**自転車専用の道路ではありません**。

★自転車事故の怖さを知って、かわろう!

自転車は免許が不要で、気軽に趣味やスポーツ等に活用されますが、あくまで「車両」です。交通ルールやマナーを無視した走行が原因で、交通事故の加害者となった場合には、重い賠償責任が問われることもあります。

- 自転車による事故は被害者になることもあれば、加害者になることもあります。
- 加害者となった場合、高額な損害賠償を払わなければならないこともあります。

自転車事故による裁判 【事故の概要及び賠償額】

歩行者も通行できるサイクリングロードで出勤中の男性会社員の自転車が散歩中の77歳男性と衝突し、歩行者の男性が3日後に死亡した。(東京地裁 平成25年3月判決)

賠償額
2,174万円

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行者の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の障害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地裁 平成25年7月判決)

賠償額
9,521万円

※賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です。

令和4年7月作成